

## 支部運営細則

JS2-13-1

公益社団法人 日本経営工学会

### (総則)

第1条 この細則は公益社団法人日本経営工学会における支部の設置、運営及び改廃に関する事項について定める。

2 ただし、理事会が例外を認めた場合は、この限りではない。

### (支部の設置又は改廃と担当地域)

第2条 支部の設置又は改廃は、支部委員会で審議し、理事会において議決する。

第3条 次の支部を置く。

北海道支部、東北支部、北関東支部、東関東支部、西関東支部、北陸支部、中部支部、関西支部、中国四国支部、九州支部

2 支部に所属する地域は、次の通りとする。

(1)北海道支部:北海道

(2)東北支部:青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県

(3)北関東支部:群馬県、栃木県、埼玉県

(4)東関東支部:茨城県、千葉県

(5)西関東支部:東京都、神奈川県、山梨県

(6)北陸支部:新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県

(7)中部支部:静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

(8)関西支部:滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県

(9)中国四国支部:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県

(10)九州支部:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、沖縄県

3 支部に所属する地域の範囲の変更は、支部委員会で審議し、理事会において議決する。

### (支部の事業)

第4条 支部は、次の事業を行う。

(1)講座・講習・セミナー・育成・普及等の事業

①学術大会の開催協力

②支部企画行事の開催

(講演会、研修会、セミナー、講習会、研究会、学生論文発表会、見学会等の開催等)

(2)支部企画行事における表彰

(3)地域関連諸学(協)会との連絡及び協力活動

第5条 支部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(支部の構成員)

第6条 支部は、名誉会員、正会員、賛助会員及び学生会員で構成する。

2 必要に応じて支部協力員を置くことができる。

第7条 名誉会員、正会員、学生会員は、本人の所属機関の所在地又は住居地のいずれかの支部を所属する支部として選択することができる。但し、会員からの指定がない場合には、支部委員会に委ねられる。

2 賛助会員は、その所在地によって所属支部を決定する。

第8条 支部独自に入会金や年会費を徴収してはならない。

(支部の運営組織)

第9条 各支部には、次の役員をおく。

(1) 支部長 1名

(2) 支部事務局長 1名

2 支部長が必要と認めた場合には、次の役員を置くことができる。

(1) 副支部長 若干名

(2) 運営委員 必要人数

(3) ホームページ担当者 若干名

(4) その他支部の運営に必要な役職

第10条 支部長および支部事務局長は、正会員でなければならない。

第11条 支部には、事務局を置く。

第12条 支部長は、その候補者を支部委員会が提案し、理事会にて議決し、会長が任命する。

第13条 支部長以外の役員は支部長が任命する。

2 支部長は支部事務局長を兼任することができる。

3 支部長は、支部委員会からの要請があれば役員名簿を支部委員会に提出しなければならない。

第14条 役員の任期は2年とする。

2 役員は再任することができる。

3 役員の改選年度は本部役員の改選年度と同じとする。

4 期の途中で選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第15条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために必要な費用を支弁することができる。

(支部長)

第 16 条 支部長は担当支部の業務を総理し、支部を代表する。

2 支部長は、当学会定款および本細則に従って、支部運営を円滑に遂行しなければならない。

第 17 条 支部長は、支部運営のために内規を設けることができる。

第 18 条 支部長は速やかに、支部事務局長の選任結果および支部事務局の設置場所と銀行口座を支部委員会に報告しなければならない。

第 19 条 支部長は支部委員会からの要請により、事業計画案と予算案を提出しなくてはならない。

第 20 条 支部長は会計年度が終了と同時に、速やかに事業報告書、および会計報告書と領収書類を支部委員会に提出しなくてはならない。

2 銀行口座の残高がわかる通帳の写しも添付する。

第 21 条 支部長は、支部の運営状況を随時、HP を通じて公開しなくてはならない。

第 22 条 支部長は、支部委員会からの要請があれば支部委員会に出席しなければならない。

2 支部長は、止むを得ない事情がある場合には、支部委員会に代理のものを出席させることができる。

第 23 条 支部長は、必要と判断した場合には支部企画行事の参加費を徴収することができる。

第 24 条 支部長は、学会事務局に支部の会員情報を請求することができる。

2 支部長は、個人情報 を適正に使用しなくてはならない。

3 支部長は、個人情報 を厳重に管理しなくてはならない。

第 25 条 支部長は、支部の会員を対象とした支部総会を開催し、支部の運営状況を報告することができる。

第 26 条 支部長は、後任の支部長を支部委員会に推薦することができる。

第 27 条 支部長に事故あるときは、新しい支部長が理事会で承認されるまでの期間、支部委員会は支部長代理を任命することができる。

(支部事務局長)

第 28 条 支部事務局長は、支部長を支え、支部運営に必要な事務全般を担当する。

(支部会計)

第 29 条 支部は独自の会計を持つことはできない。

2 支部は、次年度に繰り越す資金を持つことはできない。

第 30 条 支部は、本部より割り当てられる資金と第 23 条による収入によって運営しなければならない。

第 31 条 各支部に割り当てる資金の基準額は、次の通りとする。

(1) 固定分：50,000 円

(2) 比例分(正会員)：正会員数×年会費×5%

(3) 比例分(賛助会員)：賛助会員口数×5,000 円

(4) 比例分(入会金)：入会金の全額

2 上記のほかに、支部は支部企画事業にあわせて 250,000 円までを上乗せて申請することができる。

3 支部委員会は、支部長より提出された事業計画案と予算案を精査して各支部の割り当て額を理事会に提案する。

第 32 条 支部に割り当てる資金は、一括して支部に仮払いするものとする。

2 支部に割り当てる資金等は、支部事務局が開設した金融機関の口座へ送金する。

3 支部事務局は資金を受領後、受領証を学会事務局に送付する。

第 33 条 支部の収支勘定科目は、次のとおりとする。

I. 収入の部の科目

(1) 前期の執行残

(2) 本部からの割り当て金(基本)

① 固定分

② 比例分(正会員)

③ 比例分(賛助会員)

④ 比例分(入会金)

(3) 本部からの割り当て金(上乗せ分)

(4) その他収入

II. 支出の部の科目

(1) 企画事業費用

① 諸謝金

② 貸貸費

③ 会議費

④ 臨時雇賃金

⑤ 事務消耗品費

⑥ 旅費交通費

⑦ 記念品費

⑧ 雑費

⑨その他の費用

(2) 今期の執行残

第 34 条 講演者謝金は、1 名 5 万円を限度とし、超過する場合は、支部委員会の承認を必要とする。

第 35 条 講演者謝金を支払った場合には、直ちに学会事務局に報告し、源泉徴収および納付のための手続きを行わなければならない。

第 36 条 運営資金の不足が明らかになった場合には、ただちに支部委員会に報告しなければならない。

2 支部の運営資金が不足することが明らかになった場合に、支部委員会は、追加の資金を送金するかどうかを検討し支部に回答する。

(支部ホームページ)

第 37 条 支部のホームページの開設を希望する支部の支部長は、次の事項を支部委員会の学会ホームページ担当へ届け出ることにより、支部ホームページを開設し、支部ホームページの管理権を取得することができる。

① 支部のホームページ担当者氏名

② 所属

③ 連絡先

④ メールアドレス

2 支部のホームページ担当者は、開設したホームページの内容を迅速かつ正確に更新し、内容に責任をもつ。

3 支部ホームページ担当者が変更された場合は、支部長は速やかに変更届を支部委員会の学会ホームページ担当へ届出る。

4 学会ホームページ担当は、支部のホームページの運用が不適切であると認めた場合には、支部のホームページ担当者には是正勧告を出し、従わない場合は、学会ホームページ管理責任者に報告する。

附則

- 1 この細則の担当は支部委員会とする。
- 2 この細則は平成 22 年 10 月 23 日より施行する。